

リフォーム工事計画書(一括用)は、工事施工者が工事完了前に工事内容を証明する書類です。
工事完了前ポイント発行申請の際に提出が必要です。

申請には工事前または工事中の写真が必要です。撮り忘れた場合、完了報告時にポイントが取り消されます。

- ⚠ 建材メーカー等が元請けとなり、自社の対象製品を用いて自らリフォーム工事をする場合は、対象外です。
- ⚠ 本事業の申請にあたり、虚偽の申告または不正に加担した場合、国の補助事業への申請が制限される場合があります。

- ⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません)

1 計画書の総ページ数と各用紙が何ページ目に該当するか記入してください。

- 総ページ数が決定した後に記入してください。
- すべての用紙について記入してください。

3 計画書を発行した日を記入してください。

4 工事発注者の情報を記入してください。

- 法人の場合は、法人名と担当者名を記入してください。
- 法人ではない管理組合の場合は、管理組合名と理事長名を記入してください。

5 リフォームする共同住宅等の所在地を記入してください。

- 郵便番号も必ず記入してください。
- 住所は省略せずに記入してください。
- 建物名は略称でなく正式名称を記入してください。

6 リフォームする共同住宅等の総戸数を記入してください。

8 適用される予定の消費税率にチェックをしてください。

10 契約対象となる工事全体の工事着手(予定)日を記入してください。

【適用消費税率8%予定】

- 令和元年10月1日～令和2年3月31日に着手された住宅が対象です。

【適用消費税率10%予定】

- 工事請負契約～令和2年3月31日に着手された住宅が対象です。

12 引渡予定日を記入してください。

- 令和元年10月1日以降に引渡しされた住宅が対象です。

次世代住宅ポイント

リフォーム(一括) **リフォーム工事計画書(一括用)**

次世代住宅ポイント事務局 宛

添付する工事請負契約書に基づき、以下のとおり、次世代住宅ポイントの対象となるリフォーム工事を行うことを証明します。

令和 元 年 8 月 12 日

工事施工者* 株式会社 改修工務店

代表者名 住宅 工事

リフォームする住宅の情報

工事発注者	工事 一郎		
リフォームする共同住宅等の所在地	〒100-0000	東京 千代田	市 区 町 村
	〇〇町10-20-30	建物名	ジセダイレジデンス
総戸数	20 戸	リフォームする戸数	20 戸
適用消費税率	<input type="checkbox"/> 8%予定 <input checked="" type="checkbox"/> 10%予定	工事請負契約の締結日*	平成 元 年 8 月 10 日
工事着手(予定)日	平成 元 年 9 月 20 日	工事完了(予定)日	令和 2 年 2 月 20 日
引渡予定日	令和 2 年 2 月 20 日	他の補助金重複	<input checked="" type="checkbox"/> 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認しました。

住宅設備の設置

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	供給予定箇所数
〇〇ガス株式会社	システム▲▲	M M N N - O O P P - 1	10
●●株式会社	▲▲浴槽	A A A A B B - A	20

⚠ 各設備の製品名については、確認ができない場合、記入不要。
⚠ 登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。
⚠ 不要なスペースを除いて左詰めで記入すること。
⚠ ハイファンやカッコがある場合は1マス使用すること。

2 計画書を発行する工事施工者が記入し、押印してください。

- 個人事業主の場合は、個人印を押印してください。
- [代表者名]は、工事請負契約の当事者を記入してください。(支店長等であれば、その支店長等の記名・押印で可。)

7 リフォームする戸数を記入してください。

9 工事請負契約の締結日を記入してください。

【適用消費税率8%予定】

- 平成30年12月21日～平成31年3月31日に締結された契約が対象です。

【適用消費税率10%予定】

- 平成31年4月1日以降に締結された契約が対象です。

⚠ 必ず原契約の締結日を記入してください。(変更契約は不可)

11 工事完了(予定)日を記入してください。

「完了報告」の提出について

工事完了前にポイント発行申請を行った場合、以下の完了報告期限までに工事の完了報告を行わなければなりません。完了報告を行わなかった場合、発行されたポイントは無効となり、申請者は利用したポイント相当分を事務局に返金する必要があります。

【完了報告期限】

令和2年9月30日まで

[耐震改修を実施する場合]

階数が10以下の場合 : 令和3年3月31日まで

階数が11以上の場合 : 令和3年9月30日まで

13 国の他の補助制度と重複していないことを申請者に確認し、チェックをしてください。

- 住宅(外構含む)のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本制度で対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合には、併用することができます。(地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。)

⚠ 分離発注により工事施工者が分かれる場合も、1ページ目は必ず提出してください。

1ページ目は、代表事業者※ および1ページ目の設備を設置する事業者が記入してください。(用紙が分かれても可)

※請負工事の金額が最も大きい事業者

《製品型番を記入する際の注意事項》

- ⚠ 不要なスペースを除いて左詰めで記入してください。
- ⚠ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用してください。

(記入例)

製品型番 (品番)	B	Z	I	0	2	-	(1)		
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

- ⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません)

【太陽熱利用システムを設置する場合】

14 《太陽熱利用システム》の情報を記入してください。

- 【製造事業者名】
- 設置する太陽熱利用システムを製造した事業者名を記入してください。
- 【製品名・製品型番】
- 設置する太陽熱利用システムの製品名と製品型番を記入してください。
 - 次世代住宅ポイント事務局に製品登録されている型番を記入してください。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

- 【供給予定箇所数】
- 太陽熱利用システムを供給する予定の箇所数を記入してください。

⚠ 太陽光発電システムは次世代住宅ポイントの対象ではありません。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 性能証明書、工事写真(工事前/工事後)

【高効率給湯機を設置する場合】

16 《高効率給湯機》の情報を記入してください。

- 【製造事業者名】
- 設置する高効率給湯機を製造した事業者名を記入してください。
- 【製品名・製品型番】
- 設置する高効率給湯機の製品名にチェックをし、製品型番を記入してください。
 - 次世代住宅ポイント事務局に製品登録されている型番を記入してください。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

- 【設置予定箇所数】
- 高効率給湯機を設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

【浴室乾燥機を設置する場合】

17 《浴室乾燥機》の情報を記入してください。

- 【製造事業者名】
- 設置する浴室乾燥機を製造した事業者名を記入してください。
- 【製品名・製品型番】
- 設置する浴室乾燥機の製品名と製品型番を記入してください。
 - 次世代住宅ポイント事務局に製品登録されている型番を記入してください。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

- 【設置予定箇所数】
- 浴室乾燥機を設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

⚠ 住宅設備の設置を行う場合の注意事項

- 同一住戸に同じ設備を複数設置しても、1箇所として数えます。
- 共用部分に設置する設備は、各設備につき1箇所まで申請できます。
- 専有部(住戸)と共用部分を含めた合計設置箇所数は、申請する共同住宅等の総戸数を越えない範囲とします。

【高断熱浴槽を設置する場合】

15 《高断熱浴槽》の情報を記入してください。

- 【製造事業者名】
- 設置する高断熱浴槽を製造した事業者名を記入してください。
- 【製品名・製品型番】
- 設置する高断熱浴槽の製品名と製品型番を記入してください。
 - 次世代住宅ポイント事務局に製品登録されている型番を記入してください。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

- 【設置予定箇所数】
- 高断熱浴槽を設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 性能証明書、工事写真(工事前/工事後)

【ビルトイン食器洗機を設置する場合】

18 《ビルトイン食器洗機》の情報を記入してください。

- 【製造事業者名】
- 設置するビルトイン食器洗機を製造した事業者名を記入してください。
- 【製品名・製品型番】
- 設置するビルトイン食器洗機の製品名と製品型番を記入してください。
 - 事務局に製品登録された製品が対象です。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

- 【設置予定箇所数】
- ビルトイン食器洗機を設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

分離発注により本ページの工事を行う工事施工者と1ページ目に記載された工事施工者が異なる場合のみ記入してください。「工事施工者名(押印)」「代表者名」「工事請負契約の締結日」「工事着手(予定)日」「工事完了(予定)日」「引渡予定日」を記入し、「適用消費税率」にチェックをしてください。

⚠ 2ページ目以降、該当する工事等がない場合は提出不要です。

《製品型番を記入する際の注意事項》

- ⚠ 不要なスペースを除いて左詰めで記入してください。
- ⚠ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用してください。

(記入例)

製品型番 (品番)	B	Z	I	0	2	-	(1)		
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

- ⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません)

【掃除しやすいトイレを設置する場合】

19 《掃除しやすいトイレ》の情報を記入してください。

【タイプ】

- 設置する掃除しやすいトイレのタイプをチェックをしてください。

【製造事業者名】

- 設置する掃除しやすいトイレを製造した事業者名を記入してください。
- (C)密結便器タイプの場合、便器部と便座は同一の事業者であること。

【製品名・製品型番】

- 設置する掃除しやすいトイレの製品名と製品型番を記入してください。
- (C)密結便器タイプの場合は、便器部と便座それぞれの製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定箇所数】

- 掃除しやすいトイレを設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

⚠ 同一住戸内で掃除しやすいトイレと節水型トイレはいずれかのみ。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

【節水型トイレを設置する場合】

20 《節水型トイレ》の情報を記入してください。

【製造事業者名】

- 設置する節水型トイレを製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 設置する節水型トイレの製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定箇所数】

- 節水型トイレを設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

⚠ 同一住戸内で掃除しやすいトイレと節水型トイレはいずれかのみ。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

次世代住宅ポイント (指定) 3 / 7 ページ
※記入欄が足りない場合は、コピーしてご使用ください。

リフォーム(一括) **リフォーム工事計画書(一括用)**

住宅設備の設置 ※該当する場合のみ記入

■ トイレ(設置した製品に,それぞれ必要な情報を記入してください。)

掃除しやすいトイレ ※該当するタイプを,記入

タイプ*	製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番 ※(C)タイプの場合、上段:便器部、下段:便座	設置予定 箇所数
<input checked="" type="checkbox"/> (A)ローシルエットタイプ	株式会社●▲■	●●トイレ	C B A C B A C B A C B	20
<input type="checkbox"/> (B)キャビネットタイプ				
<input type="checkbox"/> (C)密結便器タイプ		便器部		
		便座		

*1 (C)密結便器タイプの場合は、便器部、便座それぞれの製品名・製品型番を記入してください。

節水型トイレ

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定 箇所数

■ ビルトイン自動調理対応コンロ

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定 箇所数
〇〇電機株式会社	▲▲コンロ	A A B B C C D D - 2	15

① 登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。
② 不要なスペースを除いて左詰めで記入すること。
③ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用すること。

本ページの工事を行う工事施工者と1ページ目に記載された工事施工者が異なる場合記入してください。

添付する工事請負契約書に基づき、1ページ目のリフォームする共同住宅等の所在地に記載された住宅に対象となるリフォーム工事を行うことを証明します。

工事施工者 代表者名 印

適用消費税率 8%予定 10%予定

工事請負契約の締結日 年 月 日

工事着手(予定)日 年 月 日

工事完了(予定)日 令和 年 月 日

引渡予定日 令和 年 月 日

2019年4月版

⚠ 住宅設備の設置を行う場合の注意事項

- 同一住戸に同じ設備を複数設置しても、1箇所として数えます。
- 共用部分に設置する設備は、各設備につき1箇所まで申請できます。
- 専有部(住戸)と共用部分を含めた合計設置箇所数は、申請する共同住宅等の総戸数を越えない範囲とします。

【ビルトイン自動調理対応コンロを設置する場合】

21 《ビルトイン自動調理対応コンロ》の情報を記入してください。

【製造事業者名】

- 設置するビルトイン自動調理対応コンロを製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 設置するビルトイン自動調理対応コンロの製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定箇所数】

- ビルトイン自動調理対応コンロを設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

分離発注により本ページの工事を行う工事施工者と1ページ目に記載された工事施工者が異なる場合のみ記入してください。「工事施工者名(押印)」「代表者名」「工事請負契約の締結日」「工事着手(予定)日」「工事完了(予定)日」「引渡予定日」を記入し、「適用消費税率」にチェックをしてください。

2ページ目以降、該当する工事等がない場合は提出不要です。

《製品型番を記入する際の注意事項》

- ⚠ 不要なスペースを除いて左詰めで記入してください。
- ⚠ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用してください。

(記入例)

製品型番 (品番)	B	Z	I	0	2	-	(1)	
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

【宅配ボックスを設置する場合】

❖ 《宅配ボックス》の情報を記入してください。

【設置状況】

- 該当する宅配ボックスの設置状況を選択し、チェックをしてください。※複数選択可

【製造事業者名】

- 設置する宅配ボックスを製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 設置する宅配ボックスの製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定台数/設置予定ボックス数】

- 設置する予定の台数もしくはボックス数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 性能証明書、工事写真(工事前/工事後)

【掃除しやすいレンジフードを設置する場合】

❖ 《掃除しやすいレンジフード》の情報を記入してください。

【製造事業者名】

- 設置する掃除しやすいレンジフードを製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 設置する掃除しやすいレンジフードの製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定箇所数】

- 掃除しやすいレンジフードを設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

次世代住宅ポイント (指定) 4 / 7 ページ
※記入欄が足りない場合は、コピーしてご使用ください。

リフォーム(一括) **リフォーム工事計画書(一括用)**

住宅設備の設置 ※該当する場合のみ記入

■ 宅配ボックス(該当する設置状況にチェックし、それぞれ必要な情報を記入してください。) ※複数選択可

住戸専用

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定台数

住戸専用以外

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定台数	設置予定ボックス数
○△株式会社	△△ボックス	DEF-GHI-JKLM	1	20

■ 掃除しやすいレンジフード

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定箇所数
○○電機株式会社	○○レンジフード	KJIHGFEDCBA	15

■ 節湯水栓

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定箇所数
株式会社●▲	○○水栓	SSS-GGG-XXX	20

- ❶ 各設備の製品名については、確認ができない場合、記入不要。
- ❷ 登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。
- ❸ 不要なスペースを除いて左詰めで記入すること。
- ❹ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用すること。

本ページの工事を行う工事施工者と1ページ目に記載された工事施工者が異なる場合記入してください。	添付する工事請負契約書に基づき、1ページ目の「リフォームする共同住宅等の所在地」に記載された住宅を対象とするリフォーム工事を行うことを証明します。
工事施工者 <small>代表者名</small> <small>通用消費税率</small> <input type="checkbox"/> 8%予定 <input type="checkbox"/> 10%予定 <small>工事請負契約の締結日</small> 平成 年 月 日 <small>工事着手(予定)日</small> 平成 年 月 日 <small>工事完了(予定)日</small> 令和 年 月 日 <small>引渡予定日</small> 令和 年 月 日	印

2019年4月版

- ⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
(訂正印がない場合は受付できません)

⚠ 住宅設備の設置を行う場合の注意事項

- 同一住戸に同じ設備を複数設置しても、1箇所として数えます。
- 共用部分に設置する設備は、宅配ボックスを除き、各設備につき1箇所まで申請できます。
- 宅配ボックスの発行ポイント数の考え方は、以下のとおりです。
 - ①住戸専用※に設置する場合：設置する台数に応じてポイント数を発行します。
 - ②住戸専用以外に設置する場合：設置するボックス数に応じてポイント数を発行します。
(※単数のボックスなど当該住戸用に独立して設置された宅配ボックスに限り、
 なお、①②いずれも総戸数を上限とし、かつ②(①と併用する場合を含む)については20ボックスを超えない範囲とします。
- 専有部(住戸)と共用部分を含めた合計設置箇所数は、申請する共同住宅等の総戸数を越えない範囲とします。

【節湯水栓を設置する場合】

❖ 《節湯水栓》の情報を記入してください。

【製造事業者名】

- 設置する節湯水栓を製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 設置する節湯水栓の製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定箇所数】

- 節湯水栓を設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 対象製品証明書、納品書、工事写真(工事前/工事後)

分離発注により本ページの工事を行う工事施工者と1ページ目に記載された工事施工者が異なる場合のみ記入してください。「工事施工者名(押印)」「代表者名」「工事請負契約の締結日」「工事着手(予定)日」「工事完了(予定)日」「引渡予定日」を記入し、「適用消費税率」にチェックをしてください。

❖ 2ページ目以降、該当する工事等がない場合は提出不要です。

《製品型番を記入する際の注意事項》

- ⚠ 不要なスペースを除いて左詰めで記入してください。
- ⚠ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用してください。

(記入例)

製品型番 (品番)	B	Z	I	0	2	-	(1)		
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--

- ⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。
(訂正印がない場合は受付できません)

【開口部の断熱改修をする場合】

25 《窓・ドア》の情報を記入してください。

【省エネ基準の地域区分】

- リフォーム工事を行う住宅の所在地について、省エネ基準の地域区分を確認してください。
(地域区分は、事務局ホームページで確認できます。)

【製品区分】

- 工事する窓・ドアの製品区分を、[内窓設置][外窓交換][ガラス交換][ドア交換]のいずれか1つから選び、チェックをしてください。

【サイズ】

- 大きさの区分を[大][中][小]のいずれか1つから選び、チェックをしてください。
- 事務局に製品登録されたサイズを選択してください。

【製造事業者名】

- 工事する窓・ドアを製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 工事する窓・ドアの製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

⚠ 開口部の断熱改修を行う場合の注意事項

- 共用部分も含め、住宅部分に行うすべての施工箇所数(枚数)の申請が可能です。

【開口部の断熱改修をする場合】

26 《窓・ドア》の情報を記入してください。

【建具仕様(製品区分がガラス交換の場合)】

- 「リフォーム工事計画書 別紙」を参考に、工事するガラスの建具仕様について、1~5の数字を記入してください。

【数量】

- 工事する窓・ドアの窓(枚)数を記入してください。

- ⚠ 共用部分も含め、住宅部分に行うすべての施工箇所数(枚数)の申請が可能です。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 性能証明書、工事写真(工事前/工事後)

【外壁、屋根・天井 または 床の断熱改修をする場合】

27 《断熱材》の情報を記入してください。

- 工事する部位ごとに断熱材の情報を記入してください。
- 同一部位で複数の断熱材を使用している場合は、それぞれの断熱材の情報を記入してください。

【製造事業者名】

- 工事する断熱材を製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 工事する断熱材の製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。
(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

⚠ 外壁、屋根・天井 または 床の断熱改修を行う場合の注意事項

- 同一部位の工事について、複数回の申請はできません。(部分断熱を含む)
- 同一部位について、全体断熱と部分断熱を同時に申請することはできません。

【外壁、屋根・天井 または 床の断熱改修をする場合】

28 《断熱材》の情報を記入してください。

【断熱材の区分(A-1~F)】

- 工事する断熱材の区分を記入してください。
- 事務局に製品登録された断熱材の区分を記入してください。

【施工予定使用量】

- 工事する断熱材の使用量を型番ごとに記入してください。

完了報告時の提出書類

▶▶ 納品書(ボード系・マット系/畳床用)、施工証明書(吹込み・吹付け)、工事写真(工事中)

分離発注により本ページの工事を行う工事施工者と1ページ目に記載された工事施工者が異なる場合のみ記入してください。
「工事施工者名(押印)」「代表者名」「工事請負契約の締結日」
「工事着手(予定)日」「工事完了(予定)日」「引渡予定日」を記入し、
「適用消費税率」にチェックをしてください。

2ページ目以降、該当する工事等がない場合は提出不要です。

《製品型番を記入する際の注意事項》

- ⚠ 不要なスペースを除いて左詰めで記入してください。
- ⚠ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用してください。

(記入例)

製品型番 (品番)	B	Z	I	0	2	-	(1)	
--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

- ⚠ 必ず黒のボールペン(消えないペン)で記入してください。
- ⚠ 記入内容の訂正は、訂正箇所を二重線で消し、訂正印を押してください。(訂正印がない場合は受付できません)

【バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張)をする場合】

29 《手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張》について記入してください。

- 該当する対象工事を選択し、チェックをしてください。

【設置予定箇所数】

- 設置予定箇所数を記入してください。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 工事写真(工事前/工事後)

【バリアフリー改修(ホームエレベーターの新設)をする場合】

30 《ホームエレベーター》の情報を記入してください。

【製造事業者名】

- 新設するホームエレベーターを製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 新設するホームエレベーターの製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定箇所数】

- ホームエレベーターを設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

⚠ 共用部に設置するエレベーターはホームエレベーターに該当しません。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 性能証明書、工事写真(工事前/工事後)

【耐震改修をする場合】

32 《耐震改修》の情報を記入してください。

【実施予定の有無】

- 耐震改修の実施を予定している場合はチェックをしてください。

【耐震改修証明書の発行を依頼する事務所等の情報】

- 「事務所」「担当する建築士」「連絡先」の情報を記入してください。

⚠ 国費が充当された地方公共団体が交付する補助金等との併用はできません。

⚠ 耐震改修の負担額が15万円(税込)×総戸数以上であることが必要です。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 耐震改修証明書、工事写真(工事中)

分離発注により本ページの工事を行う工事施工者と1ページ目に記載された工事施工者が異なる場合のみ記入してください。「工事施工者名(押印)」「代表者名」「工事請負契約の締結日」「工事着手(予定)日」「工事完了(予定)日」「引渡予定日」を記入し、「適用消費税率」にチェックをしてください。

次世代住宅ポイント (指定) 7 / 7 ページ
※記入欄が足りない場合は、コピーしてご使用ください。

リフォーム工事計画書(一括用)

バリアフリー改修 ※該当する場合のみ記入

■ 手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張(該当する欄のみにし設置予定箇所数を記入してください。)

手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張	設置予定箇所数
<input checked="" type="checkbox"/> 手すりの設置	20
<input type="checkbox"/> 段差解消	
<input type="checkbox"/> 廊下幅等の拡張	

■ ホームエレベーターの新設 ※共用部に設置するエレベーターはホームエレベーターに該当しません。

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定箇所数
株式会社〇×〇	□×エレベーター	D E F G - H I - J K	5

■ 衝撃緩和量の設置 ※共用部を含め、1箇所(住戸)あたり4.5畳以上を設置する予定の箇所数を記入してください。

製造事業者名	製品名	事務局に登録された製品型番	設置予定箇所数
株式会社■×	×〇畳	A B C D E - I O O	10

その他 ※該当する場合のみ記入

■ 耐震改修の実施

実施予定の有無	耐震改修証明書の発行を依頼する建築士事務所の情報			
<input checked="" type="checkbox"/> 有	事務所	〇〇建築事務所	担当する建築士	建築 土 郎
	連絡先	03-0000-XXXX		

※国費が充当された地方公共団体が交付する補助金等との併用はできません。

■ リフォーム瑕疵保険への加入

契約予定の有無	契約予定数	加入を予定している住宅瑕疵担保責任保険法人
<input checked="" type="checkbox"/> 有	20	〇〇〇〇保険

※国土交通大臣の指定する住宅専門の保険法人(住宅瑕疵担保責任保険法人)が取り扱うリフォーム瑕疵保険または大規模修繕工事瑕疵保険が対象となります。

④ 登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。
④ 不要なスペースを除いて左詰めで記入すること。
④ ハイフンやカッコがある場合は1マス使用すること。

工事施工者	代表者名	印
適用消費税率	<input type="checkbox"/> 8% 予定 <input type="checkbox"/> 10% 予定	
工事請負契約の締結日	年 月 日	
工事着手(予定)日	年 月 日	
工事完了(予定)日	年 月 日	
引渡予定日	年 月 日	

2019年4月版

⚠ バリアフリー改修を行う場合の注意事項

- 同一住戸に同じ種類のバリアフリー工事を行っても、1箇所として数えます。
- 共用部分のバリアフリー工事は、ホームエレベーターを除き各1箇所まで申請できます。(共用部に設置するエレベーターはホームエレベーターに該当しません)
- 専有部(住戸)と共用部分を含めた各対象工事の合計施工箇所は、申請する共同住宅等の総戸数を越えない範囲とします。

【バリアフリー改修(衝撃緩和量の設置)をする場合】

31 《衝撃緩和量》の情報を記入してください。

【製造事業者名】

- 設置する衝撃緩和量を製造した事業者名を記入してください。

【製品名・製品型番】

- 設置する衝撃緩和量の製品名と製品型番を記入してください。
- 事務局に製品登録された製品が対象です。(登録された製品型番は事務局ホームページで確認できます。)

【設置予定箇所数】

- 衝撃緩和量を設置する予定の箇所数を型番ごとに記入してください。

⚠ 専有部(住戸)と共用部を含め、1箇所(住戸)あたり、4.5畳以上設置の場合に限ります。

完了報告時の提出書類 ▶▶ 性能証明書、工事写真(工事前/工事後)

【リフォーム瑕疵保険へ加入する場合】

33 《リフォーム瑕疵保険》の情報を記入してください。

【契約予定の有無】

- 契約を予定している場合はチェックをしてください。

【契約予定数】

- 契約予定数を記入してください。

【加入を予定している住宅瑕疵担保責任保険法人】

- 加入を予定している住宅瑕疵担保責任保険法人の法人名を記入してください。
- 国土交通大臣が指定する住宅専門の保険法人(住宅瑕疵担保責任保険法人)が取り扱うリフォーム瑕疵保険または大規模修繕工事瑕疵保険が対象となります。

⚠ 共用部分に行う契約も申請可能です。

⚠ 保険の契約数は、申請する共同住宅等の総戸数を越えない範囲とします。

完了報告時の提出書類 ▶▶ リフォーム瑕疵保険もしくは大規模修繕工事瑕疵保険の保険証券または保険付保証書

❗ 2ページ目以降、該当する工事等がない場合は提出不要です。